

## Press Release

沖縄労働局発表  
令和4年8月30日(火)

担当 沖縄労働局労働基準部 健康安全課  
課長 平良 喜作  
労働衛生専門官 大村 達治  
電話:098 (868) 4402

# 令和3年 職場における定期健康診断実施結果について ～有所見率（70.4%<sup>(※1)</sup>）は昨年に比べ0.9ポイント増～ ～9月は職場の健康診断実施強化月間です～

沖縄労働局(局長 にしかわ まさと 西川 昌登)は、令和3年に事業場から提出された定期健康診断結果報告書に基づき、定期健康診断実施結果の状況<sup>(※2)</sup>を取りまとめました。

(※1)「有所見率」とは、受診した労働者のうち健康診断の項目に何らかの異常の所見がある方の割合をいう。

(※2) 今回の発表内容は、県内5か所の労働基準監督署に報告のあったのべ1,001事業場(受診者101,290人)において実施された定期健康診断結果報告書に基づくものです。

## 1 ポイント

(1) 有所見率は11年連続で全国最下位 (資料①、② 参照)

- ① 有所見率は前年比 0.9ポイント増加の70.4%となり、平成23年から11年連続最下位
- ② 全国平均値との差は11.7ポイントとなり、昨年に比べ0.7ポイント広がった。

(2) 健診項目別の有所見率 (資料③ 参照)

血中脂質が42.6%(全国平均33.0%)で最も高く、次いで血圧24.9%(全国平均17.8%)、肝機能24.1%(全国平均16.6%)の順となっている。また、尿(糖)以外の項目で全国平均値より高い。

(3) 有所見率の高い3業種 (資料④ 参照)

主な業種では有所見率の高い順に「製造業(80.6%)」、「建設業(75.3%)」、「運輸交通業(74.7%)」となっている。

## 2 沖縄労働局の取組み

平成30年度から5か年の計画期間で始動した「沖縄労働局第13次労働災害防止計画～

安全・健康に働くことができる県民職場の実現に向けて～」において、定期健康診断結果の有所見率の改善を、労働者の健康確保対策目標の一つとして掲げており、主に以下の対策を推進していく。

(1) 定期健康診断について

- ・ 定期健康診断の実施の指導の徹底。
- ・ 定期健康診断実施後の措置について、有所見者に関しては、医師からの意見聴取を行う義務があることの指導の徹底。
- ・ 定期健康診断の結果を労働者に通知することの徹底。
- ・ 事業場の有所見者に対する医師又は保健師による保健指導の実施の促進。

(2) 社員の健康増進に取り組む企業をサポートする「うちなー健康経営宣言登録事業」の周知・参加勧奨を行い、県内での健康経営運動の気運をさらに高める。(資料⑤参照)

※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の商標登録です。

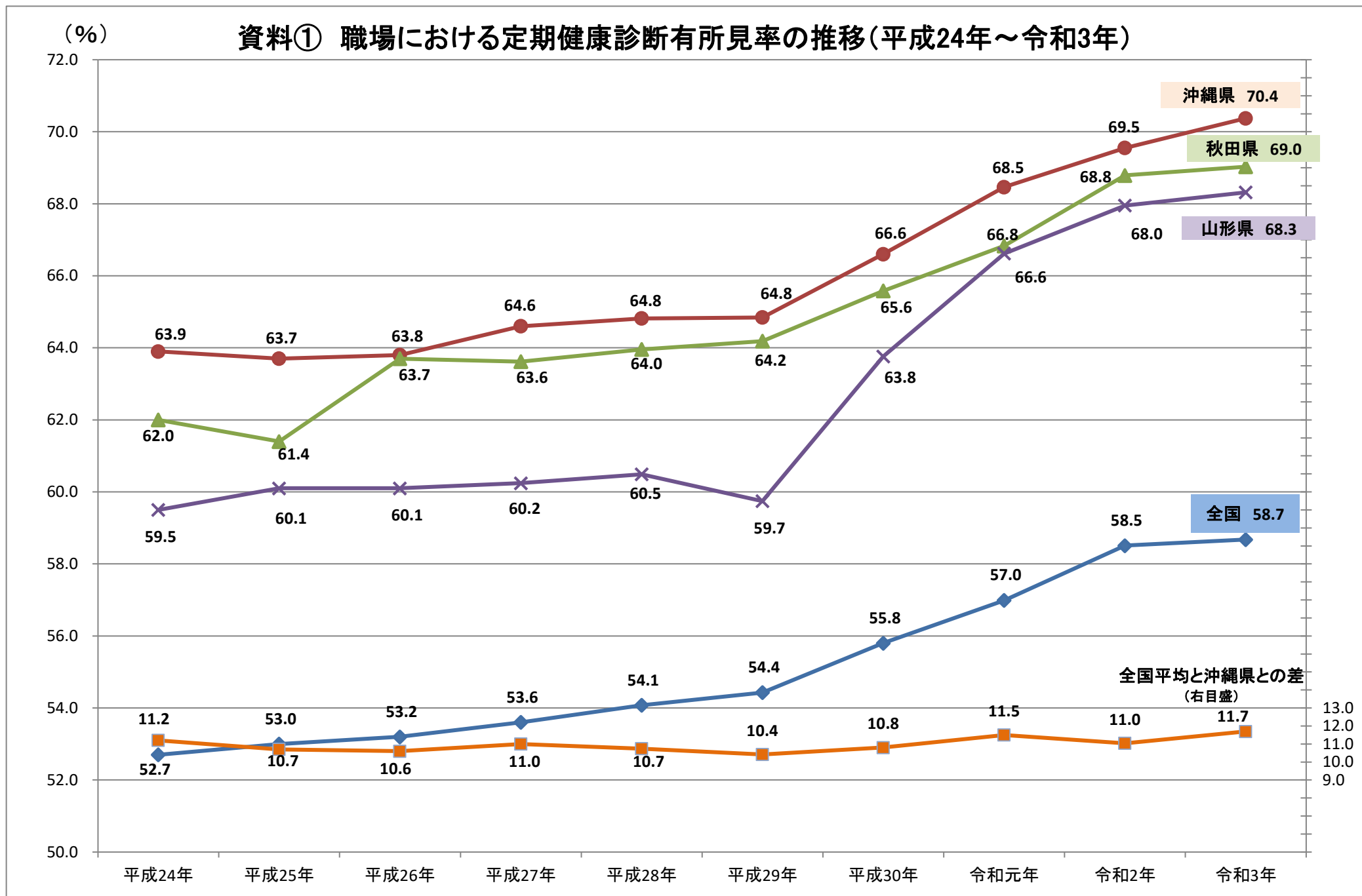
(3) 事業者・産業保健スタッフ等に対して沖縄産業保健総合支援センターや地域産業保健センターの利用（健康診断結果の医師による意見聴取、有所見者に対する医師又は保健師による保健指導等）の勧奨を積極的に行う。

(4) 沖縄県の働き盛り世代の健康づくりに関する取組みを行政・医療保健・保険者が相互に連携・協力して推進するため、沖縄県知事、沖縄労働局長、沖縄県医師会長、全国健康保険協会沖縄支部長及び沖縄産業保健総合支援センター所長の5者により包括的連携協定を締結しており、引き続き、働き盛り世代の健康課題の改善に向けて取り組んでいく。

(5) 「職場の健康診断実施強化月間（9月）」の取組みについて、上記（4）の協定を締結した5者から関係団体へ周知依頼を実施しており、引き続き関係団体や事業者にも周知・指導を行う。(資料⑥参照)

〔添付資料〕

- ① 職場における定期健康診断有所見率の推移(平成24年～令和3年)
- ② 令和3年定期健康診断実施結果（都道府県別）
- ③ 職場における定期健康診断有所見率(令和3年健診項目別)
- ④ 職場における定期健康診断有所見率の高い3業種と全業種平均の推移(平成24年～令和3年)
- ⑤ うちなー健康経営宣言（リーフレット）
- ⑥ 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です（リーフレット）



※ 資料出所：厚生労働省「定期健康診断結果調」  
 (注) 平成28年～平成30年については、厚生労働省において修正したので、これまでの公表値と異なります。

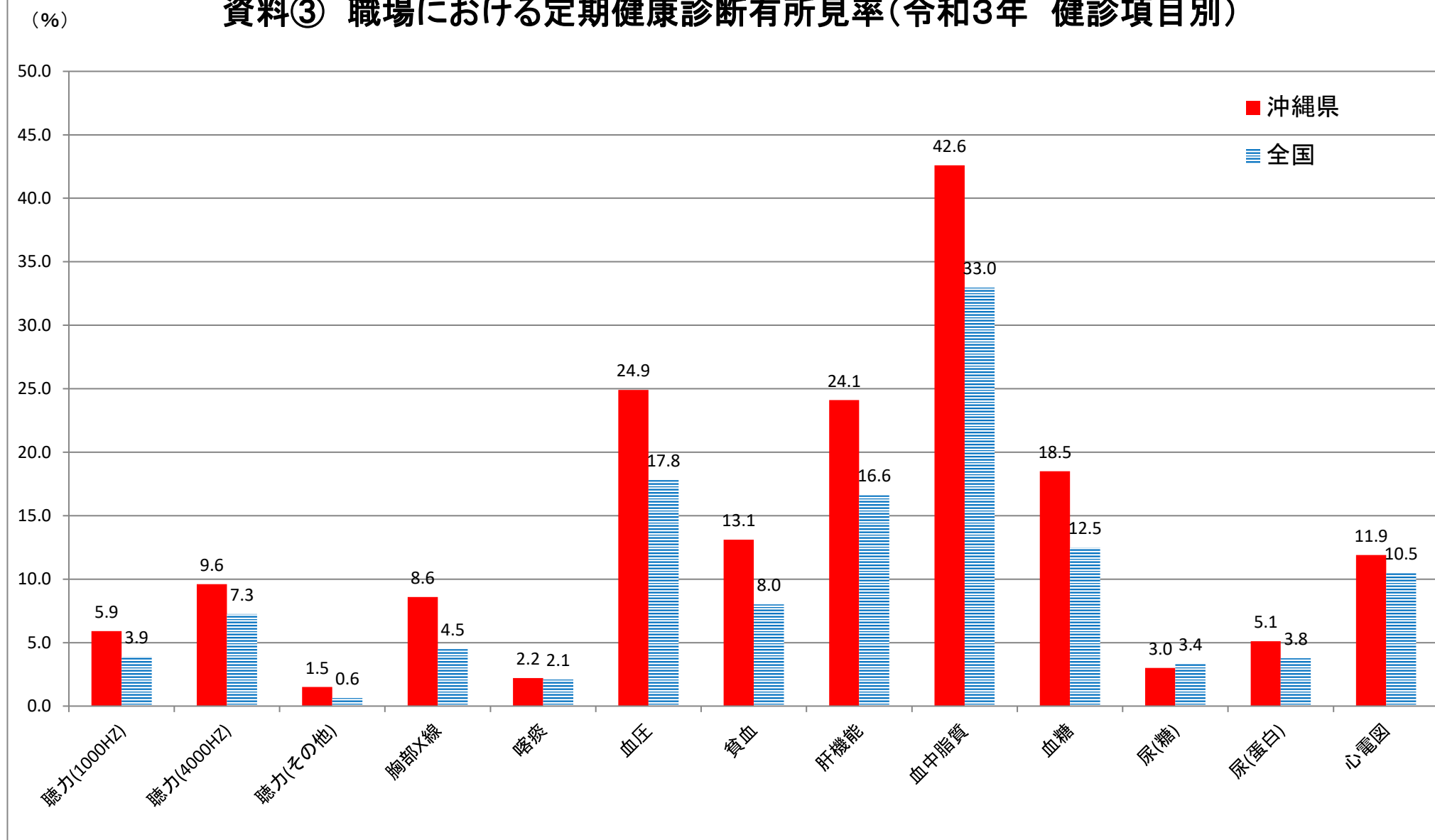
資料② 令和3年定期健康診断実施結果(都道府県別)

| 都 道 府 県 |       | 健診実施事業場数 |          | 受診者数       | 所見のあった者   |         |
|---------|-------|----------|----------|------------|-----------|---------|
|         |       |          |          |            | 人 数       | 有所見率(%) |
| 01      | 北 海 道 | 4,640    | (1,364)  | 435,886    | 272,712   | 62.6    |
| 02      | 青 森   | 1,292    | (559)    | 128,433    | 84,331    | 65.7    |
| 03      | 岩 手   | 1,352    | (631)    | 132,755    | 83,683    | 63.0    |
| 04      | 宮 城   | 2,352    | (797)    | 223,816    | 143,151   | 64.0    |
| 05      | 秋 田   | 897      | (420)    | 84,150     | 58,088    | 69.0    |
| 06      | 山 形   | 1,168    | (405)    | 111,557    | 76,212    | 68.3    |
| 07      | 福 島   | 1,937    | (734)    | 187,966    | 112,145   | 59.7    |
| 08      | 茨 城   | 2,514    | (892)    | 287,999    | 173,005   | 60.1    |
| 09      | 栃 木   | 2,103    | (732)    | 230,064    | 140,864   | 61.2    |
| 10      | 群 馬   | 1,965    | (726)    | 200,566    | 119,233   | 59.4    |
| 11      | 埼 玉   | 4,814    | (1,413)  | 475,020    | 288,863   | 60.8    |
| 12      | 千 葉   | 4,304    | (1,397)  | 427,931    | 243,212   | 56.8    |
| 13      | 東 京   | 14,837   | (3,645)  | 2,028,546  | 1,145,319 | 56.5    |
| 14      | 神 奈 川 | 6,591    | (2,143)  | 734,391    | 431,686   | 58.8    |
| 15      | 新 潟   | 2,618    | (983)    | 248,642    | 132,515   | 53.3    |
| 16      | 富 山   | 1,385    | (496)    | 139,252    | 84,744    | 60.9    |
| 17      | 石 川   | 1,290    | (447)    | 125,371    | 70,036    | 55.9    |
| 18      | 福 井   | 968      | (470)    | 93,065     | 55,268    | 59.4    |
| 19      | 山 梨   | 883      | (275)    | 79,383     | 48,504    | 61.1    |
| 20      | 長 野   | 2,054    | (715)    | 187,315    | 107,947   | 57.6    |
| 21      | 岐 阜   | 2,152    | (823)    | 207,443    | 122,911   | 59.3    |
| 22      | 静 岡   | 3,933    | (1,403)  | 421,940    | 255,273   | 60.5    |
| 23      | 愛 知   | 9,082    | (3,118)  | 1,128,355  | 622,345   | 55.2    |
| 24      | 三 重   | 1,794    | (800)    | 193,709    | 105,335   | 54.4    |
| 25      | 滋 賀   | 1,540    | (622)    | 166,758    | 88,247    | 52.9    |
| 26      | 京 都   | 2,477    | (909)    | 252,971    | 151,619   | 59.9    |
| 27      | 大 阪   | 8,456    | (2,330)  | 928,058    | 532,659   | 57.4    |
| 28      | 兵 庫   | 5,244    | (2,059)  | 536,442    | 310,379   | 57.9    |
| 29      | 奈 良   | 934      | (317)    | 88,598     | 53,254    | 60.1    |
| 30      | 和 歌 山 | 776      | (297)    | 75,792     | 45,033    | 59.4    |
| 31      | 鳥 取   | 571      | (289)    | 50,308     | 29,506    | 58.7    |
| 32      | 島 根   | 651      | (278)    | 62,810     | 38,579    | 61.4    |
| 33      | 岡 山   | 2,023    | (843)    | 196,213    | 114,907   | 58.6    |
| 34      | 広 島   | 2,865    | (1,267)  | 286,219    | 174,310   | 60.9    |
| 35      | 山 口   | 1,245    | (536)    | 141,804    | 80,859    | 57.0    |
| 36      | 徳 島   | 620      | (247)    | 64,956     | 39,140    | 60.3    |
| 37      | 香 川   | 976      | (389)    | 95,347     | 57,094    | 59.9    |
| 38      | 愛 媛   | 1,201    | (471)    | 117,050    | 66,905    | 57.2    |
| 39      | 高 知   | 575      | (208)    | 54,349     | 34,635    | 63.7    |
| 40      | 福 岡   | 4,781    | (1,648)  | 512,313    | 306,422   | 59.8    |
| 41      | 佐 賀   | 869      | (339)    | 88,306     | 54,243    | 61.4    |
| 42      | 長 崎   | 982      | (421)    | 98,610     | 64,433    | 65.3    |
| 43      | 熊 本   | 1,439    | (613)    | 151,304    | 91,213    | 60.3    |
| 44      | 大 分   | 1,020    | (413)    | 111,224    | 66,092    | 59.4    |
| 45      | 宮 崎   | 927      | (270)    | 89,116     | 51,764    | 58.1    |
| 46      | 鹿 児 島 | 1,304    | (490)    | 135,370    | 80,395    | 59.4    |
| 47      | 沖 縄   | 1,001    | (391)    | 101,290    | 71,282    | 70.4    |
| 合 計     |       | 119,402  | (41,035) | 12,918,763 | 7,580,352 | 58.7    |

資料:定期健康診断結果調

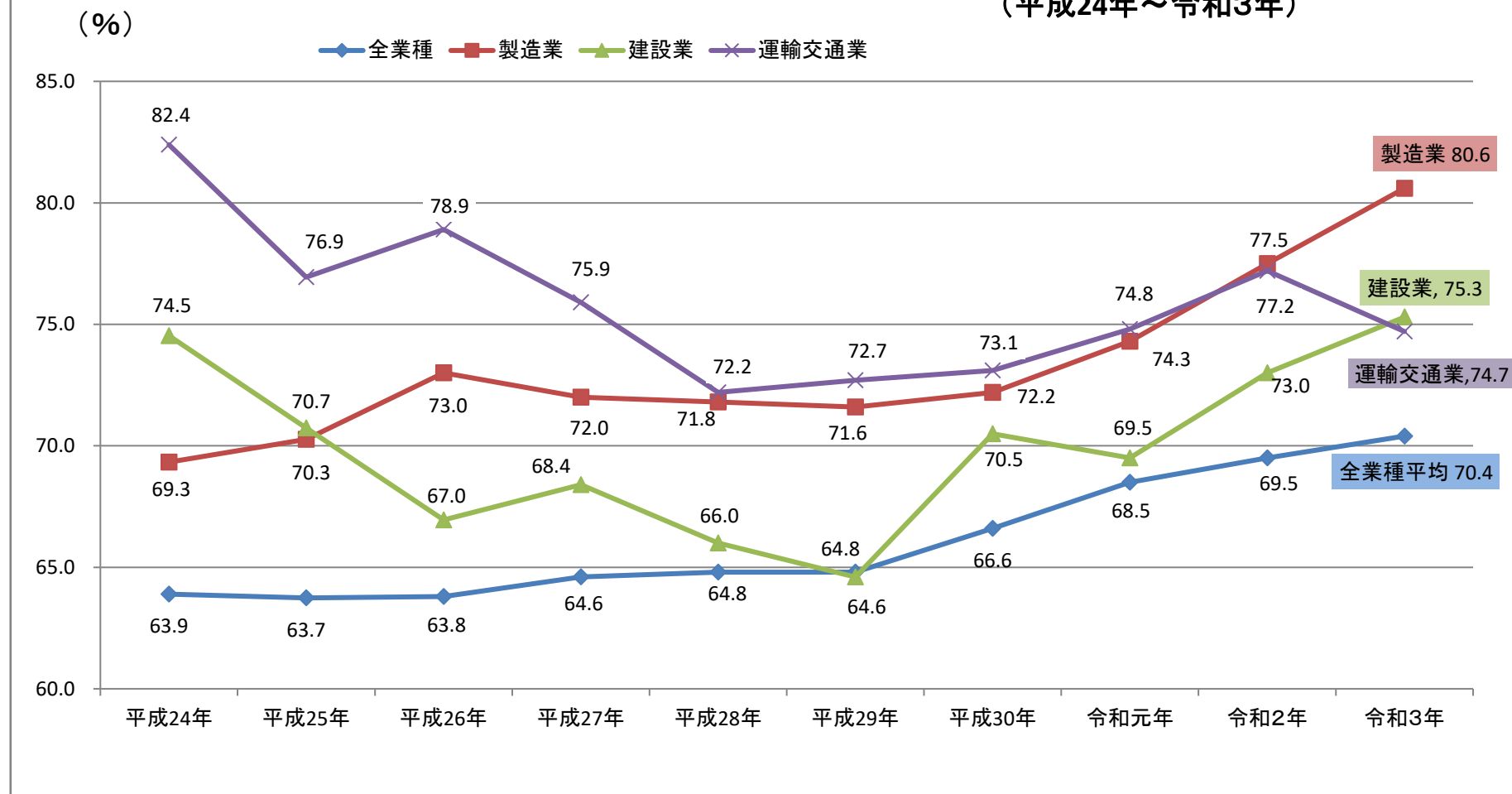
- (注) 1 「健康診断実施事業場数」欄は健診実施延事業場数である。  
2 ( )内は年2回以上健診を実施した事業場数で内数である。

資料③ 職場における定期健康診断有所見率(令和3年 健診項目別)



※ 資料出所：厚生労働省・沖縄労働局「定期健康診断結果調」

資料④ 職場における定期健康診断有所見率の高い3業種と全業種平均の推移  
(平成24年～令和3年)



※ 資料出所：厚生労働省・沖縄労働局「定期健康診断結果調」

(注) 提出事業場数が2以上である業種のうち有所見率が高い3業種です。

(注) 平成28年～平成30年については、厚生労働省において修正したので、これまでの公表値と異なります。



## 健康づくりサポートメニュー(無料)

## 「事業所カルテ」

## 【協会けんぽ加入事業場】

貴社の健診受診率や生活習慣病リスクなどを協会けんぽ全支部や沖縄支部、同業態と比較した「事業所カルテ(健康度診断結果)」を毎年提供します。健康課題の把握にご活用ください。

\* 被保険者数などにより、ご提供できない場合があります。

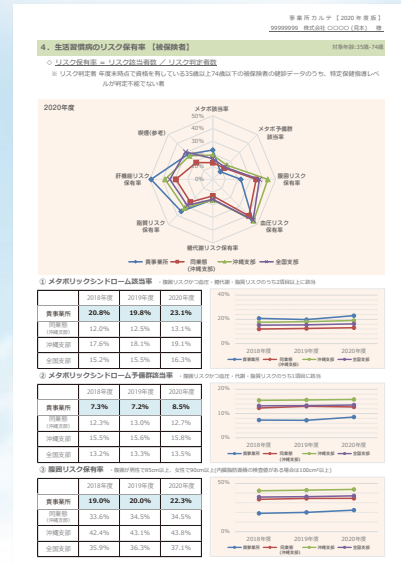
## 【協会けんぽ以外の場事業】

個人が特定されない範囲の健診情報を別途「健診情報提供書」として協会けんぽへ提供いただくことで、活用することができます。

\* ご提供いただく内容：自社の健診受診者数と生活習慣病に関する検査項目の有所見者数、喫煙者数等

\* 事業所カルテは協会けんぽ加入事業場でも健康保険の適用事業場単位で作成しております。

営業所・支店等で宣言された場合は、事業所カルテがご提供できないことをご了承願います。



## 「うちなー健康経営ニュースレター」

健康に関する情報、健康づくりに積極的に取り組む宣言事業場の好事例などをご紹介します。

## 「がんじゅう沖縄(メルマガ)」

希望される方に産業保健に関する最新情報を毎月提供します。



## 「健康づくりのアドバイス」



協会けんぽの保健師や管理栄養士などの専門スタッフが、事業場の健康づくりへの取り組み課題について、相談に対応します。お気軽にご利用ください。

## 「その他」

【沖縄県医師会】 <http://www.okinawa.med.or.jp/>

・医師による高血圧予防などの健康講話や健康相談を行います。

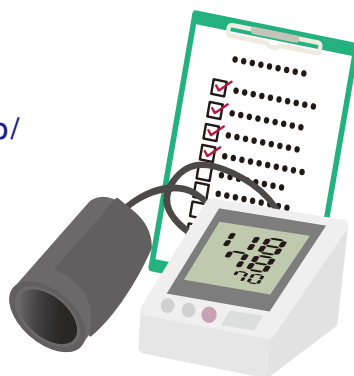
【沖縄産業保健総合支援センター】 <https://www.okinawas.johas.go.jp/>

- ・50人未満の事業場向けに、健康診断で有所見となった従業員の必要な措置について、医師からの意見聴取ができます。
- ・保健師が事業場を訪問し、保健指導や健康講話を行います。
- ・産業保健に関する様々なテーマの研修を行っています。
- ・メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援に関する相談に対応いたします。

【協会けんぽ】 <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/okinawa/>

\* 原則、加入事業場への支援

- ・保健師・管理栄養士が事業場を訪問し、特定保健指導や健康講話を行います。
- ・事業場内に展示して、健康への意識を高めてもらえるようなフードモデル(食品模型)や脂肪1kg実物大モデル、禁煙指導用肺モデル等のレンタルをいたします。



## お問い合わせ先

全国健康保険協会 沖縄支部 TEL 098-951-2211(音声ガイダンス4)  
沖縄労働局 健康安全課 TEL 098-868-4402



全国健康保険協会 沖縄支部

沖縄労働局

2022.06

## うちなー健康経営宣言！

沖縄県内の働き盛り世代における健康づくりをサポートするため、令和3年3月に関係機関5者『沖縄県・沖縄労働局・沖縄県医師会・沖縄産業保健総合支援センター・全国健康保険協会(協会けんぽ) 沖縄支部』にて包括的連携に関する協定を締結しました。これを機に、沖縄労働局で行っていた「ひやみかち健康宣言」と協会けんぽ沖縄支部の「福寿うちなー健康宣言」を「うちなー健康経営宣言」に統一し、令和3年4月1日より関係機関一体となって健康経営<sup>®</sup>(※)に取り組む事業場をサポートいたします！

※「健康経営<sup>®</sup>」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。



## 健康経営とは

従業員の健康を重要な経営資源と捉え積極的に従業員の健康増進に取り組む企業経営スタイルのことです。



## 健康経営実践のポイントは2つ

- POINT 01 事業場の代表者が健康経営を実践することを決意し、それを社内外に広く公表すること
- POINT 02 健診結果に基づき、事業場の健康課題を抽出し、その課題を改善するための効果的な取り組みを実践していくこと

## 健康経営宣言の見える化

沖縄労働局のホームページに事業場名や事業場全体の取り組み内容(代表者メッセージ)等を掲載することで、貴社が健康経営を実践している事業場であることを見える化(可視化)します。

## 健康課題等の把握

協会けんぽが保有する健診結果(注)を活用して、年に一度「事業所カルテ」を発行します。このカルテにより事業場の健康課題の把握や、取り組み後の改善効果を確認することが可能となります。

(注) 協会けんぽ加入以外の事業場は個人情報上の問題のない健診結果情報を提供していただくことが前提となります

貴事業場

「うちなー健康経営宣言」では、実践のサポートが受けられるため、効果的に健康経営に取り組むことができます！

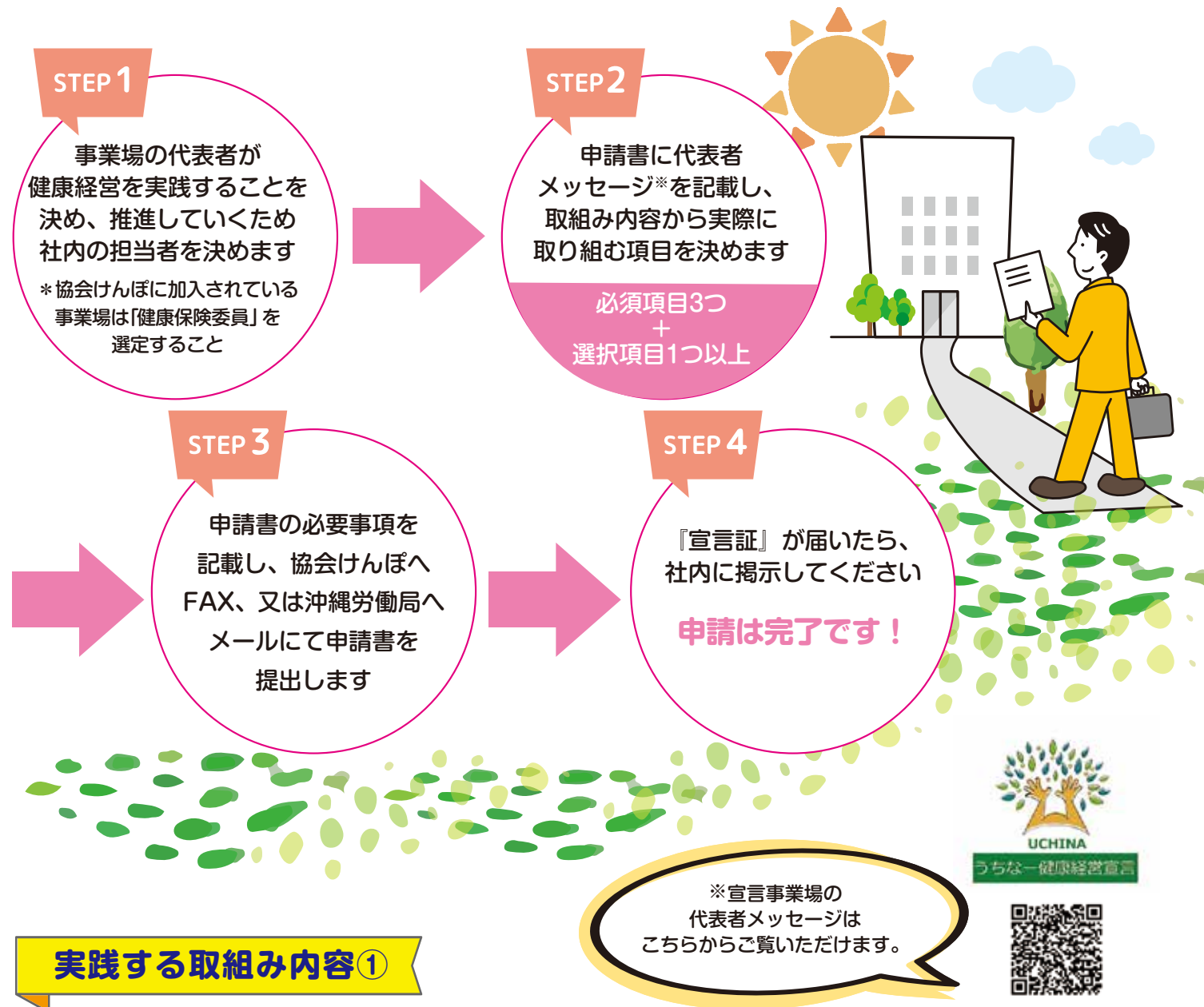
健康づくりサポートは5者で行います！





## 申請の流れ

取組みはサポートメニューも活用しながら実践へ!!



## 実践する取組み内容①

取組み内容は、必須項目と選択項目があります。選択項目は1つ以上を選んでいただきます。

### 必須項目

次の3つは、法律に基づき必ず取り組んでいただく内容です (注)

- \*労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上該当する従業員全てに健康診断を受診させる
- \*健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる
- \*健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う (労働者50人未満の事業場は地域産業保健センターをご利用いただけます)

(注) 「労働安全衛生法」や「高齢者の医療の確保に関する法律」が適用される事業場

## 実践する取組み内容②

### 選択項目

次の①から⑬までの中から、取り組む内容を1つ以上選んでください。  
取組み例を参考に自社の健康課題や取り組みそうなことからスタートしてみましょう!

|   | 選択項目                                                       | 取組み例                                                                            | おすすめポイント                                                                      |
|---|------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 健康診断結果において、再検査や治療を要請されたら、必ず受診させ、その報告を提出させることについて、就業規則に盛り込む | ・該当する従業員に再検査や治療等の受診をさせ、その報告を提出させる                                               | 就業規則に盛り込むことで、全社員が健康問題に取り組まなければならないことについて「見える化」することができ、また担当者が代わっても継続させることができます |
| ② | 従業員の家族の健診受診を奨励する                                           | ・従業員から家族に受診の声掛けをする<br>・協会けんぽと事業場代表者との連名で受診勧奨文を個別通知する                            | ご家族がともに健康であることは安心して働く上でも重要な取り組みです                                             |
| ③ | 健康増進に関する数値目標を設定する (任意)                                     | ・全従業員1日8,000歩以上歩く<br>・メタボリスクを前年度より5%減少させる                                       | 事業所カルテを活用し健康課題を把握すると具体的な数値目標が立てやすくなります                                        |
| ④ | 従業員に対して、健康意識を向上させる取り組みを行う                                  | ・朝礼や会議、回覧等で健康に関する情報発信<br>・栄養や運動、飲酒やメンタルヘルス等に関する研修会の実施                           | 産業医や産業保健スタッフ、協会けんぽ等にご相談ください                                                   |
| ⑤ | 食生活の改善に取り組む                                                | ・ヘルシー弁当の利用を勧める<br>・自販機の飲料は低糖・無糖へ変更する<br>・おやつのお置き・配布をしない                         | メタボや血圧、血糖等の有所見者が多い事業場にお勧め!習慣を変えるきっかけづくりになります                                  |
| ⑥ | 運動機会の増進に取り組む                                               | ・職場で、時間を決めてラジオ体操を実施する<br>・スポーツクラブ等の利用補助                                         | 体調の確認、健康維持やリフレッシュ効果があり、取り組んでいる事業場が増えています                                      |
| ⑦ | 禁煙や受動喫煙防止に取り組む                                             | ・敷地内禁煙、屋内禁煙の実施<br>・禁煙希望者へ禁煙外来費用の一部補助                                            | 法改正もあり、受動喫煙防止対策は徹底していきましょう                                                    |
| ⑧ | 適正飲酒対策に取り組む                                                | ・就業前に呼気中アルコール濃度のチェックをする<br>・職場の飲み会は一次会までにする                                     | 肝機能リスクの高い事業場や車を運転する方が多い場合は積極的に取り組みましょう                                        |
| ⑨ | 血圧管理に取り組む                                                  | ・血圧計を設置し、正常範囲の周知と就業前の測定により正常範囲を超えている場合は、上司へ報告をする<br>・高血圧者の体調確認や定期通院のための時間確保     | 沖縄県では高血圧関連の病気で65歳未満の方が他県より多く亡くなっています。血圧の有所見者が多い場合は事業場として高血圧対策を考えましょう          |
| ⑩ | 感染症予防に取り組む                                                 | ・手洗い、消毒の奨励と衛生品の確保<br>・マスク着用の励行<br>・予防接種場所の提供、予防接種に係る時間の出勤扱い                     | 感染症予防は従業員と顧客や関係先を守るためにも大切な取り組みです                                              |
| ⑪ | 時間外勤務の縮減や有給休暇取得を促進する                                       | ・ノー残業デーの設定、年次有給休暇の取得を勧める                                                        | 仕事と家庭生活の両立に向けた環境づくりにつながります                                                    |
| ⑫ | メンタルヘルス対策に取り組む                                             | ・メンタルヘルスに関する相談窓口の設置と周知<br>・メンタルヘルス不調者への対応                                       | 職場の環境改善を目指し、沖縄産業保健総合支援センターを活用しましょう                                            |
| ⑬ | 治療と仕事の両立支援に取り組む                                            | ・治療と仕事の両立支援に関する相談窓口の設置と周知<br>・両立支援担当者を対象にした研修の実施<br>・両立支援に取り組む事業場の体制づくり、環境整備をする | 治療と仕事の両立支援は社員の離職率の低下、生産性の向上につながります                                            |
| ⑭ | その他 (任意で設定)                                                |                                                                                 | ①~⑬に当てはまらない内容は、自由に設定してください                                                    |

### 宣言後は...

積極的に取り組まれている事業場には申請により次のような認定・表彰制度があります!

#### ● 沖縄県健康づくり表彰 (がんじゅうさびら表彰)

健康づくりに積極的に取り組み、顕著な実績を上げた事業場や地域団体を県知事が表彰します。

#### ● 健康経営優良法人認定制度

経済産業省が創設した認定制度で、健康経営に取り組んでいる優秀な大企業や中小企業が、定められた基準に基づき認定されます。

沖縄県内においても表彰や認定を受けられた事業場が増えてきています。このような制度も視野に健康経営を進めてみてくださいね。





うちなー  
健康経営宣言

# うちなー健康経営宣言 登録申請書

《全事業場共通様式》

【申込方法】 以下の太枠内をご記入の上、協会けんぽ沖縄支部にFAX(郵送可)又は沖縄労働局にメールのいずれかの方法で申請をしてください。

**FAX : 098-951-2017(全国健康保険協会沖縄支部(協会けんぽ沖縄支部)宛て)**  
**メール: kenkouanzenka-okinawakyoku@mhlw.go.jp (沖縄労働局労働基準部健康安全課宛て)**  
**(注)FAX番号又はメールアドレスは、お間違えのないよう十分ご注意ください。**

※ ご記入頂いた情報は、沖縄労働局、沖縄県、沖縄県医師会、沖縄産業保健総合支援センター、協会けんぽ沖縄支部にて共有します。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                 |             |                                |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|--------------------------------|--|
| 事業場名称【※1】                                                                                                                                                                                                                                                                       |             |                                |  |
| 事業場所在地                                                                                                                                                                                                                                                                          |             |                                |  |
| 担当者氏名                                                                                                                                                                                                                                                                           | 電話番号        |                                |  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                 | メールアドレス(任意) |                                |  |
| 業種(当てはまる番号を選んでください)<br>1.農業・林業・漁業 2.鉱業・採石業・砂利採取業 3.建設業 4.製造業 5.電気・ガス・熱供給・水道業 6.情報通信業 7.運輸業・郵便業 8.卸売業・小売業 9.金融業・保険業、<br>10.不動産業・物品賃借業 11.学術研究、専門・技術サービス業 12.宿泊業・飲食サービス業 13.生活関連サービス業・娯楽業 14.教育・学習支援業 15.医療・福祉 16.複合サービス事業<br>17.サービス業(他に分類されないもの) 18.公務(他に分類されるものを除く) 19.分類不能の産業 |             |                                |  |
| 被保険者証の記号【※2】<br>(協会けんぽ加入事業場のみ)                                                                                                                                                                                                                                                  |             | 健康保険委員<br>氏名【※2】               |  |
| 健診情報を提供していただけない場合はチェックをしてください【※3】<br>(協会けんぽに加入していない事業場のみ)                                                                                                                                                                                                                       |             | <input type="checkbox"/> 提供しない |  |

【※1】事業場単位だけでなく、企業又は法人単位(協会けんぽの適用事業所単位)での申請も可能です。

【※2】協会けんぽに加入している事業場のみ被保険者証の記号及び健康保険委員氏名の記載をお願いします。また、協会けんぽ加入事業場で、これまでに健康保険委員を選任していない場合は、別途「登録届」の提出も必要となります。(お持ちでない場合は、ホームページから印刷していただくか、当協会支部までご連絡いただければお送りいたします。)

【※3】協会けんぽに加入していない事業場であって、健康診断項目の受診者数や有所見者数等の個人情報上の問題のない健診情報(健診結果情報)を提供していただければ、協会けんぽにおいて、貴事業場における健康増進の取組みの参考としていただける資料をご提供いたします。

代表者メッセージ (うちなー健康経営®(※) 宣言への登録に当たって、メッセージをお願いします)

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

沖縄労働局ホームページへの事業場ロゴの掲載の希望の有無について、いずれかをチェックしてください ☐ 希望する ☐ 希望しない

『うちなー健康経営宣言』にて、取り組む内容にチェックを入れてください。

|      |                       |                                     |                                                                                                                     |
|------|-----------------------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取組内容 | 必須                    | <input checked="" type="checkbox"/> | 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。                                                             |
|      |                       | <input checked="" type="checkbox"/> | 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。                                                                     |
|      |                       | <input checked="" type="checkbox"/> | 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置(※)を行う。<br>(※)例えば、休業、退職、労働時間の短縮、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更など。 |
|      | 選択して<br>ください<br>ひとつ以上 |                                     | ① 健康診断結果において、再検査や治療を要請されたら、必ず受診させ、その報告を提出させることについて、就業規則に盛り込む。                                                       |
|      |                       |                                     | ②従業員の家族の健診受診を奨励する                                                                                                   |
|      |                       |                                     | ③ 健康増進に関する数値目標を設定する(※任意記入、例:全ての従業員が1日8000歩以上歩く など)                                                                  |
|      |                       |                                     | ＜数値目標： ＞                                                                                                            |
|      |                       |                                     | ④従業員に対して健康意識を向上させる取組みを行う                                                                                            |
|      |                       |                                     | ⑤食生活の改善に取り組む                                                                                                        |
|      |                       |                                     | ⑥運動機会の増進に取り組む                                                                                                       |
|      |                       |                                     | ⑦禁煙や受動喫煙防止に取り組む                                                                                                     |
|      |                       |                                     | ⑧適正飲酒対策に取り組む                                                                                                        |
|      |                       |                                     | ⑨血圧管理に取り組む                                                                                                          |
|      |                       |                                     | ⑩感染症予防に取り組む                                                                                                         |
|      |                       |                                     | ⑪時間外勤務の縮減や有給休暇取得を促進する                                                                                               |
|      |                       |                                     | ⑫メンタルヘルス対策に取り組む                                                                                                     |
|      |                       |                                     | ⑬治療と仕事の両立支援に取り組む                                                                                                    |
|      |                       |                                     | ⑭その他(任意でご記入ください。)                                                                                                   |
|      |                       |                                     | ・                                                                                                                   |
|      | ・                     |                                     |                                                                                                                     |

※ 申請書を提出いただいた事業場様には、後日「うちなー健康経営宣言書」を送付いたします。なお、上記の「代表者メッセージ」「取組内容」については、沖縄労働局のホームページに掲載させていただきます。また、協会けんぽ沖縄支部のホームページには「事業場名」のみ掲載させていただきます。

お問い合わせ先: 全国健康保険協会(協会けんぽ) 沖縄支部 TEL 098-951-2246 又は 沖縄労働局労働基準部健康安全課 TEL 098-868-4402

(※)「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

# 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

- 医療保険者と連携してコラボヘルスを推進してください -

厚生労働省では、毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」とし、集中的・重点的に啓発を行っています。事業者の皆さまは、月間中、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断の実施、その結果についての医師の意見聴取、その意見を踏まえた就業上の措置の実施の徹底をお願いします。

令和4年度 強化月間の重点周知事項は、「**医療保険者※<sup>1</sup>との連携**」によるコラボヘルスの推進です。

## ■労働災害の防止、企業の生産性向上等のためにはコラボヘルスの推進が重要です

### 【コラボヘルスの取組事例】

- 健康保険組合提供のレセプトデータなども活用しながら、定期健康診断結果や長時間労働データなどの分析を行い、事業場の保健師・看護師が課題解決のための施策（運動セミナー、メンタルヘルスのe-learningなど）を各部門ごとに提案することで、具体的な取組みにつながられた。
- 健康保険組合による禁煙外来費用の全額補助を活用し、喫煙率が4年間でマイナス5%となった。

⇒事業者による具体的な取組事例を「職場における心とからだの健康づくりのための手引き」でご紹介しています。



手引き

## ■医療保険者から従業員の健康診断の結果を求められた際は提供にご協力ください※<sup>2</sup>

- 医療保険者に健康診断の結果を提供することで、以下のことが期待されます。
  - ①従業員は、**マイナポータルを用いて自らの健康データを把握できる**ようになり、自らの健康管理に役立てることができます。
  - ②事業者は、**医療保険者と連携することで、レセプトデータや保健事業の提供を受けることができ**、従業員の健康保持増進、ひいては労働災害の防止・企業の生産性向上等につながられます。
- なお、健康診断の実施に当たっては、医療保険者への情報提供や連携を円滑に行うため、厚生労働省HPに掲載している※<sup>3</sup>「**モデル健康診断委託契約書**」や「**一般健康診断標準問診票**」をご活用ください。



資料はこちら

※<sup>1</sup>：協会けんぽ、健保組合、市町村国保、国保組合、共済組合等を指します。

※<sup>2</sup>：法律に基づく第三者提供であるため、個人情報の保護に関する法律上、本人同意の取得が不要です。

※<sup>3</sup>：「厚生労働省 安全衛生関係主要様式」で検索して出てくる厚生労働省HPのサイトから、「定期健康診断実施関係」に入って取得して下さい。（右のQRコードで当該ページが開けます。）

### <ご参考>

#### 【高齢者の医療の確保に関する法律に基づく提供（40歳以上）】

特定健康診査（生活習慣病の予防のために行うメタボリックシンドロームに着目した健診）については、労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断を既に実施した方については、その結果を医療保険者が受領することにより、実施を全部又は一部免除することとなっています。

#### 【健康保険法に基づく提供（40歳未満）】

特定健康診査の実施対象ではない40歳未満の方についても、医療保険者が事業者から健康診断の結果を入手し、保健事業に活用することを可能とする改正健康保険法等が令和4年1月に施行されました。



1 重点事項

- (1) 健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- (2) 健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3) 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4) 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた安衛法等に基づく健康診断の実施に係る対応
- (5) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (6) 令和2年12月23日付け基発1223第6号「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」に基づく定期健康診断のうち特定健康診査に相当する項目の結果の医療保険者への提供等
- (7) 健康保険法（大正11年法律第70号。以下「健保法」という。）に基づく保健事業との連携
- (8) 平成30年3月29日付け基安発0329第3号「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」を踏まえた小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

2 取組を実施する上での留意点

- (1) 派遣労働者については、健康診断に関する措置義務について、派遣元・派遣先の役割分担がなされているため、以下の事項に留意していただきたいこと。
  - ア 派遣元事業場による一般健康診断、派遣先事業場による特殊健康診断の実施状況を確認すること。
  - イ 派遣元事業場においては一般健康診断及び特殊健康診断結果の記録の保存、派遣先事業場においては特殊健康診断結果の記録の保存状況を確認すること。
  - ウ 派遣労働者に対する一般健康診断の事後措置等の実施については、派遣元事業場にその義務が課せられているが、派遣先事業場でなければ実施できない事項等もあり、派遣元事業場と派遣先事業場との十分な連携が必要であることから、両事業場の連携が十分でない事案を把握した場合は、十分に連絡調整を行う必要があること。
- (2) 1の(4)について、健康診断実施機関の予約が取れない等の事情により、やむを得ず法定の期日までに実施することが困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、当該計画に基づき実施していただきたいこと。

また、健康診断を実施する際には、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関において実施する必要があることなどについて、併せて周知を行っていただきたいこと。

また、別添1のリーフレットの活用等により、労働者に対して、労働者は健康診断の受診義務があることを周知していただきたいこと。

併せて、管内外国人労働者を雇用する事業者等に対して、一般定期健康診断の問診票の外国語版（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、クメール語、ミャンマー語、モンゴル語）（※1）の周知を行っていただきたいこと。
- (3) 1の(5)及び(6)については、事業者が高確法に基づいて安衛法に基づく定期健康診断結果を求めた保険者に対して、当該結果のうち特定健康診査に相当する項目を提供しなければならないことを知らないこと等により、中小企業等における取組が進んでいないといった指摘がある。医療保険者への健康診断の結果の情報提供により、コロナヘルス等が推進され、労働者の健康保持増進につながることから、令和2年12月23日付け基発1223第6号「特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」に基づき、高確法に基づく定期健康診断のうち特定健康診査に相当する項目の結果の提供の義務について、別添2のリーフレットの活用等により、改めて周知を行っていただきたいこと。
- (4) 1の(7)については、令和3年6月11日に健保法が改正され、令和4年1月より、特定健康診査の対象とならない40歳未満の労働者の定期健康診断結果についても、保険者から求められた場合の提供が事業者には義務付けられたところであり、別添2のリーフレットを用いて、併せて周知を行っていただきたいこと。
- (5) 1の(8)については、産業保健総合支援センターの地域窓口（地域産業保健センター）において、産業医の選任義務のない小規模事業場を対象として、健康診断結果

についての医師からの意見聴取、脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導等の支援を行っていることから、小規模事業場への指導等の際は、必要に応じて、別添3のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただくこと。

- (6) 安衛法に基づく各種健康診断の結果報告については、電子申請の利用が可能であることから、別添4のリーフレットの活用等により、その利用を勧奨していただきたいこと。

3 健康診断以外の産業保健に関する取組の周知・啓発

事業場における産業保健の推進を図るため、重点事項と併せて、以下の取組についても周知・啓発を行っていただきたいこと。

- (1) ストレスチェックの確実な実施と集団分析結果の活用による職場環境改善の推進
- (2) 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」（昭和63年健康保持増進のための指針公示第1号、令和2年3月31日最終改訂）に基づく取組の推進
  - ア 地域資源の活用については、「地域・職域連携推進ガイドライン」（これからの地域・職域連携推進の在り方に関する検討会、平成17年3月策定、令和元年9月改訂）に基づく取組
  - イ 運動の習慣化等による健康保持増進については、スポーツ庁のリーフレット等（※2）を活用した「体力づくり強調月間」（毎年10月1日～31日）、スポーツの日（10月10日）及び「Sport in Lifeコンソーシアム」の周知啓発
- (3) 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の実施
  - ア 「取組の5つのポイント」（※3）を用いた取組状況の確認
  - イ 実践例を盛り込んだリーフレット（※4）や「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」（※5）等を活用した取組
  - ウ 「職場における新型コロナウイルス感染症対策のための業種・業態別マニュアル」（※6）に基づく取組
- (4) 職場における感染症に関する理解と取組の促進
  - ア 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成23年5月16日策定、令和4年3月7日改訂）に基づく職域での検査機会の確保等
  - イ 「職場におけるエイズ問題に関するガイドライン」（平成7年2月20日策定、平成22年4月30日改訂）に基づく取組
  - ウ 令和4年4月20日付け基安発0420第1号「従業員に対する風しんの抗体検査の機会の提供について（協力依頼）」等に基づく抗体検査の機会の提供等
- (5) 職場におけるがん検診の推進
  - ア 健康診断実施時に、事業者や健康診断実施機関等から、がん検診の受診勧奨（※7）
  - イ 特に、女性従業員に対し、子宮頸がん検診や婦人科等の定期受診促進について、別添5のリーフレットを活用し、周知
  - ウ 「職域におけるがん検診に関するマニュアル」（平成30年3月策定）を参考にしたがん検診の実施
  - エ 別添6のリーフレットを活用し、がん対策推進企業アクションの周知
- (6) 更年期障害に関する理解の促進
  - ア 別添7のリーフレットを活用し、産業保健総合支援センターにおける人事労務担当者・産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修の周知
  - イ e-ヘルスネットや企業や働く女性向けに健康管理に関する情報を提供している「働く女性の健康応援サイト」の活用
- (7) 眼科検診等の実施の推進
  - ア アイフレイルチェックリスト（※8）や5つのチェックツール（※9）を活用した目のセルフチェックの推進
  - イ 転倒等の労働災害の原因ともなっている緑内障等の眼科疾患を予防し、早期に発見するための40歳以上の従業員に対する眼科検診（※10）の実施について、別添8のリーフレットを活用し周知を依頼



通知全文

（別添1～8のリーフレット及び※1～10もこちらからご覧いただけます。）